

平成27年度「市・県民税」

申告相談



申告日程(北秋田市) 2月5日～3月16日

◎申告に関するご相談、お問い合わせ

税務課市税係 ☎62-1116

平成27年度「市・県民税申告」は、平成26年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに日程が指定されていますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。なお、申告会場及び日時の変更を希望される方は、資料準備の必要がありますので、希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

申告をしなければならない方が未申告の場合、各種届け出や申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。

◆申告しなければならない方

平成27年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方です。

- ①平成26年中に営業、農業、その他の事業や不動産業を営んでいる方、小作料、配当、譲渡、一時所得などがあった方
- ②給与所得者で次に該当する方
- ▼2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整を行っていない方や年度途中で退職した方
- ▼医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方
- ③公的年金を受給している方で、次に該当する方
- ▼生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などの各種所得控除を受けようとする方
- ◆**収入等による譲渡所得がある方へ**

収入等による譲渡がある方で、特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、特別控除前の金額により国民健康保険税の軽減判定や扶養認定の可否判定を行いますので、市・県民税の申告が必要です。

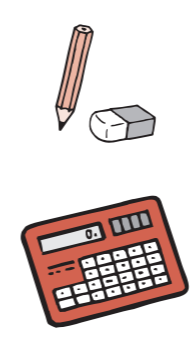
- ◆**申告する必要のない方**
- ①税務署へ所得税の確定申告書を出される方
- ②給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整を済ませている方
- ③市内に居住している親族の扶養親族となっている方
- ④公的年金等以外の収入が無い方で、その他の所得がなく、また、各種所得控除の適用を受けない方

平成26年中に所得が無かった方や、障害者年金、遺族年金等の非課税所得のみの方でも、国民健康保険税等の軽減判定や所得証明書等の税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

◆事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額、その他必要な事項を当該給与の支払を受けている方の1月1日現在の居住市町村に提出しなければなりません。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。



◆社会保険料の納付確認書の発行について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、平成26年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁又は各総合窓口センターにて無料交付いたします。

※交付申請には本人確認資料の提示が必要です。

◆農業の申告をされる方へ

農業所得は、他の事業所得と同じく、全て収支計算により求めることとなっております。自分で収支内訳書を作成できない方は、収支計算ノート等、収支がわかる書類と領収書をお持ちいただくか、事前に農協等の指導を受けて収支内訳書を作成し、提出してください。

農業収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に、収支計算の仕方などについての説明会を開催します。

日時 1月22日(木) 13時30分  
場所 北秋田市交流センター  
※申し込みは不要です。  
大館税務署 ☎0186-42-0671

◆青色申告を始めませんか

青色申告とは、一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。これから青色申告を始める方は、青色申告を始めようとする年の3月15日までに、税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出してください。

なお、年の途中で事業を始めた場合には、開業の日から2か月以内に申請書を提出すれば、青色申告を始めることができます。

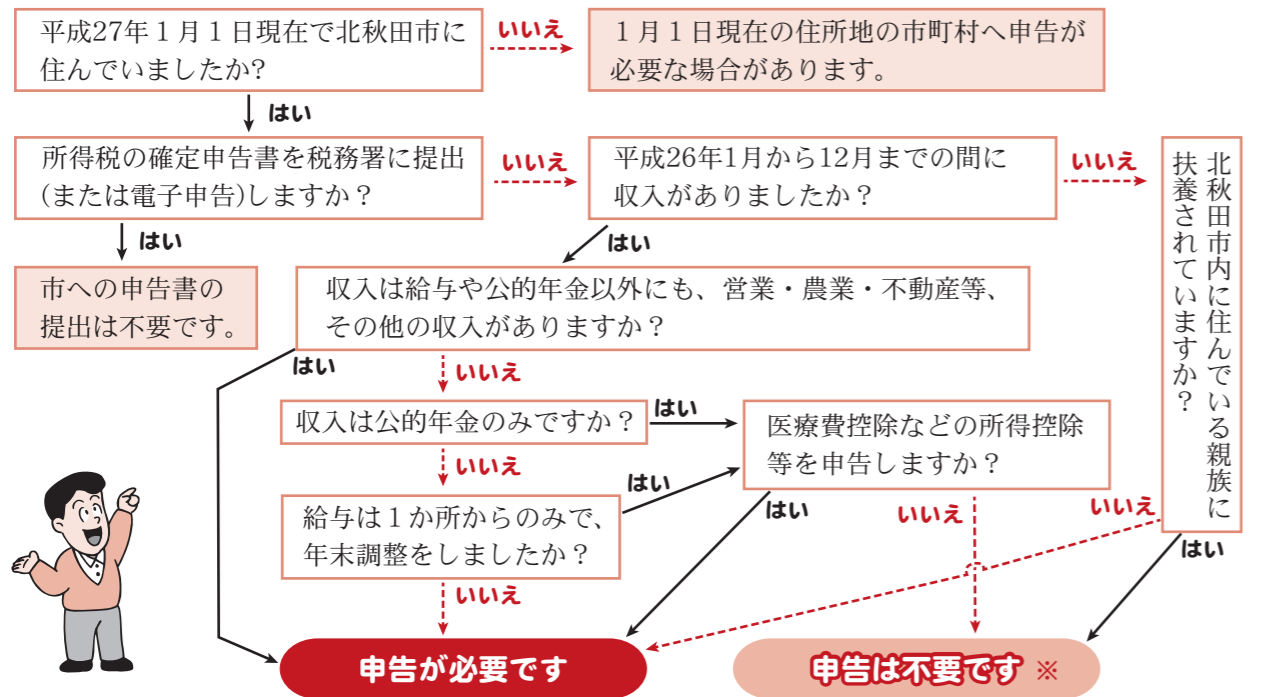
- 【青色申告の主な特典】
- 青色申告特別控除
- 青色事業専従者給与額の経費算入
- 貸倒引当金
- 純損失の繰越し及び繰戻し

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から事業所得・不動産所得・山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(確定申告の必要がない方を含みます。)に、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳内容の詳細についてのお問い合わせは大館税務署 ☎0186-42-0671

● 申告確認チェックシート



※国民健康保険税の申告 チェックシートにより申告が不要となった方でも、国民健康保険に加入している場合は申告が必要です。